

# フォスターグループ人権方針

フォスターグループは創業以来、社是「誠実」を掲げ、「常に真実を伝え、人と地球にやさしく、真心をこめてサービスすること」を念頭に人権尊重に取り組んでいます。フォスターグループの事業活動において、人権を尊重し、人権侵害を防止・軽減・救済するために、人権に関する最上位の方針として、以下の人権方針を制定します。今後とも持続可能な経済・社会の実現に寄与するとともに、企業価値の維持・向上に繋げ、社会から期待される企業を実現していきます。

## 1. 基本的な考え方

フォスターグループは事業活動において、人権に直接的または間接的に影響を及ぼす可能性があることを捉え、人権尊重の責任があると認識しています。

「世界人権宣言」、「国際人権規約」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」、「OECD 多国籍企業行動指針」、「国連グローバル・コンパクト 10 原則」などの国際的な人権原則を支持し、事業活動の各過程において、人権の尊重を実践します。自らの事業活動を通じて、人権侵害を引き起こす、またはそれを助長することを回避します。

事業活動を行う各国・地域の法令を遵守します。当該国の法令と国際的な人権原則が相反する場合は、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

## 2. 適用範囲

本方針はフォスターグループすべての役員および従業員に適用されます。また、サプライヤーや外部委託先を含むビジネスパートナーに対しても本方針を理解いただき、協働しながら推進していきます。

## 3. 管理体制

フォスターグループは人権尊重を経営の重要課題の一つと位置付け、代表取締役社長を委員長としたサステナビリティ委員会の体制に基づき、人権に関する方針の検討、推進体制の整備・見直し等を実施します。また、人権方針を定着させるために、関連する方針及び規程、実際の事業活動に反映します。

## 4. 教育

フォスターグループは、社内外のステークホルダーの人権を尊重するために、すべての役員及び従業員に本方針を周知し、教育・啓発活動を実施します。

## 5. 人権デューデリジェンス・救済措置

フォスターグループは、事業活動に関わる人権への負の影響を評価し、それを防止・軽減するための措置を実施します。負の影響が認められた場合、国際規範に基づく正当な手続き及び適切な救済措置を講じます。

## 6. 苦情処理メカニズム

フォスターグループは、ステークホルダーの懸念や苦情について相談・通報窓口を設置し、人権への侵害が特定された場合は、適切に対処します。

## 7. 情報開示

フォスターグループは、人権尊重の取組みに関する状況をホームページ等で開示します。

## 8. ステークホルダーとの対話

フォスターグループは、外部からの専門知識を活用するとともに、事業活動が人権に及ぼす影響を受けるステークホルダーとの対話を継続します。

本方針はフォスター電機株式会社の取締役会の承認を得ています。

2024年2月28日  
フォスター電機株式会社  
代表取締役社長 CEO

